

II. 職員・教職員として理解・配慮すべきこと

1. 性別表記について

三田市では、平成17年4月1日に「各種申請書・諸証明書への押印・性別表記の見直しに関する基準」に基づき、申請書類等における性別記載の見直しについて以下のように取り組んできました。

性的マイノリティ支援の観点から、改めて各課において確認してください。

◆ 性別記載の見直し

(1) 見直しの原則

人権施策を推進するため、申請書等及び市民等に交付する諸証明等については、次に掲げる場合を除き、原則として性別記載の義務付けを廃止する。

【考え方】・個別に具体的な事例で判断するのではなく、原則廃止としてその例外を類型として分別する。

- ① 法令又は兵庫県の条例等（要綱等を含む。）に定めがあるもの（国等の指導により他の自治体等との統一した取扱いが求められているものを含む。）

【考え方】・法令等に定めがあるものは、当然のこととして市の判断が及ぶものではない。
・また、これと類推できるものとして、国による通達や兵庫県の要綱等は、法的拘束力はないものの、他の自治体等との統一した取扱いは市民にとっても一定のメリットがあると考えられるため、これを含むこととする。

- ② 各種サービスの供給等に対する申請書等に対し、その資格判定等を必要とするもの

【考え方】・性別に応じた取扱いを要するものであり、性別の確認は必要である。
(例) 保育所入所申込書、市民福祉金申請書、市営住宅入居申込書など

- ③ 統計的なデータ（構成数・構成比率等）を集約し、以後の施策の展開を図る必要があるもの

【考え方】・性別を統計として集約し、後の施策に反映させるものであり、性別の確認は必要である。

- ④ 受付時等に際し、本人特定要件として必要とするもの

【考え方】・性別は、第一義的に本人特定の要件として重要である。
(例) 印鑑登録申請書、住民異動届、徘徊高齢者家族支援サービス事業利用申請書など

◆ 押印及び性別記載の根拠の設定等

この基準に基づき、申請書等に係る押印及び性別記載の取り扱いを変更又は追加したものは、規則、要綱等の変更又は整備を行う。

【考え方】・変更が生じるものについてのみ、該当する規則、要綱等の変更を行う。

(1) 基準

性別記載は原則廃止です。ただし、例外もあります。

【例外】

- ①法令に定めのあるもの
- ②資格判断等必要とするもの
- ③アンケート（意識調査）等の統計的なデータを集約する業務において性別を統計として集約し、以後の施策の展開を図る必要があるもの。
- ④受付時等に際し、本人特定要件として必要とするもの。

(2) アンケート等での記載例

性別不合（出生時に社会的に割り当てられた性別と性自認が一致しない）の人や心の性が男女の枠に当てはまらない人にとっては、性別記載を記入する場面においても生きづらさを感じています。

このようなことから、アンケート（意識調査）等においては、性別記載の必要性の有無について十分な検討を行ってください。

調査において性別記載を必要とする場合は、下記の記載例を参考に、調査目的と照らし、どのような設問・選択肢が最も受け入れやすいか検討してください。担当課で判断が難しい場合は人権推進課までご相談ください。

(記載例①) ※調査上、必ず男女の性別記載を必要とするもの。

[設 問] あなたの性別は？

(注) 調査の目的上、戸籍上の性別を記入してください。

[選択肢] 男性・女性

(記載例②)

[設 問] あなたの性別は？

(注) 自身が思われる性別を記入してください。

[選択肢] ■男性・女性・どちらともいえない

■男性・女性・答えることができない

■（ ） ← 選択肢を設けず本人の意思で記入

2. 環境整備

市では、公共施設の「多目的トイレ」に「どなたでもご利用ください」という内容の表示を行っています。

トイレや更衣室等の性別を区別した施設や、避難所の運営については、なるべく本人の意思を尊重しつつ、他の利用者との調整をどう行うのか等、施設の事情を勘案し、個別に検討し対応を図っていく必要があります。

3. 災害時の対応

災害時、被災者の中に性的マイノリティの方がいらっしゃることを忘れてはなりません。特に避難所では当事者に配慮した対応が求められるため、「三田市避難所運営マニュアル」への表記、避難所運営訓練などを通じ、配慮すべき点を確認する必要があります。

避難所運営や復興支援に携わる職員は、当事者の困りごとや不安に思う気持ちを理解し、受け止めるような意識を持つことが重要です。

【災害時に想定される困りごとの例】

- ・避難所に届いた支援物資が、登録されている性別ごとに配布されたため、性自認に基づく肌着や衣服などを入手することができなかった。
- ・避難所のトイレが男女分けのものしかなく、見た目の性と性自認が不一致であったため利用しにくかった。
- ・避難所を管理する自治体職員に性的指向や性自認への配慮を求めたところ、「こんな大変な時にわがままを言わないで欲しい」とたしなめられた。
- ・周囲の視線が気になり、避難所で同性パートナーと一緒に寝起きすることができず、不安な毎日を過ごすこととなった。
- ・復興支援住宅に同性パートナーとの入居を希望していたが、申し込みがカミングアウトにつながることに恐怖を感じ、申し込みを断念した。

※「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」（性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会）より抜粋

【性的マイノリティに配慮した避難所運営のポイント】

- ・避難所運営委員会の役員や班長は性別が偏らないように配置します。
- ・トイレや更衣室は性別ごとに設けるほか、性別を問わず利用できる多目的トイレや個室利用できる更衣室も設けます。
- ・女性や性的マイノリティに関する問題を相談できる相談窓口を掲示板等に掲示します。

※三田市避難所運営マニュアルより抜粋